

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第3号

次の者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、千葉県花見川区選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

令和2年5月1日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 市原 弘

千葉県花見川区選挙管理委員 大高 勝利